

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
遊興施設等 (第11号)	キャバレー	1 飲食店許可なし (1) 床面積の合計が1,000㎡超の施設 ●5時から20時までの営業時間短縮を要請 (法第24条第9項)  (2) 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ●5時から20時までの営業時間短縮を協力依頼  1 (1)、(2) 共通の要請等 ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項)  ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)  ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請 (法第24条第9項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止・退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)  2 飲食店許可あり ●5時から20時までの営業時間短縮を要請 (法第31条の6第1項)  ●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請 (法第31条の6第1項) 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第31条の6第1項)  ・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする ①同一グループの入店：2人以内(介助者、子どもを含まない) ②酒類提供の時間：11時から19時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内 ※1 ・アクリル板等(パーティション)の設置 又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ※2 東京都においては、以下の条件を満たす店舗を指します。 ①「東京都対策項目チェックリスト」に記載の感染防止対策を実施し、 ②チェックリストを店頭の見やすい場所に掲示している店舗  <チェックリスト記載の内容> ・東京都事業者向け感染拡大防止ガイドラインの感染防止対策を実施し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していること ・コロナ対策リーダーを設置し、研修を受講・修了していること ・アクリル板等(パーティション)の設置 又は座席の間隔の確保をしていること ・手指消毒の徹底をしていること ・食事中以外のマスク着用の推奨をしていること ・換気の徹底の感染防止対策をしていること ・酒類提供時の入店制限等をしていること  ●カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合のみ) (法第31条の6第1項)  ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請 (法第31条の6第1項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)  1、2 共通の要請 ●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)	1 飲食店許可なし (1) 床面積の合計が1,000㎡超の施設 ●5時から21時までの営業時間短縮を協力依頼  (2) 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ●5時から21時までの営業時間短縮を協力依頼  1 (1)、(2) 共通の要請等 ●同左(協力依頼)  ●同左(協力依頼)  ●同左(協力依頼)  2 飲食店許可あり ●5時から21時までの営業時間短縮を要請 (法第24条第9項)  ●同左(法第24条第9項)  同左(法第24条第9項)  ・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする ①同一グループの入店：2人以内(介助者、子どもを含まない) ②酒類提供の時間：11時から20時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内 ※1 ・アクリル板等(パーティション)の設置 又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ※2 東京都においては、以下の条件を満たす店舗を指します。 ①「東京都対策項目チェックリスト」に記載の感染防止対策を実施し、 ②チェックリストを店頭の見やすい場所に掲示している店舗  <チェックリスト記載の内容> ・東京都事業者向け感染拡大防止ガイドラインの感染防止対策を実施し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していること ・コロナ対策リーダーを設置し、研修を受講・修了していること ・アクリル板等(パーティション)の設置 又は座席の間隔の確保をしていること ・手指消毒の徹底をしていること ・食事中以外のマスク着用の推奨をしていること ・換気の徹底の感染防止対策をしていること ・酒類提供時の入店制限等をしていること  ●同左(法第24条第9項)  ●同左(法第24条第9項)  1、2 共通の要請 ●同左(法第24条第9項)
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー(接待や遊興を伴うもの)		
	ダーツバー		
	パブ		
	性風俗店		
	アダルトショップ		
	個室ビデオ店		
	カラオケボックス		
	射的場		
	ライブハウス		
	場外馬(車・舟)券場		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
運動施設 (第9号)	体育館	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）                      大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内                      大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮                      ○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から20時までの営業時間短縮を協力依頼</p> <p>○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）                      ・従業員に対する検査の勧奨                      ・入場をする者の整理等                      ・発熱等の症状のある者の入場の禁止                      ・手指の消毒設備の設置                      ・事業を行う場所の消毒                      ・入場をする者に対するマスク着用周知                      ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）                      ・施設の換気                      ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</p> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間の短縮                      ○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	水泳場		
	ボウリング場		
	スケート場		
	ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	野球場		
	テニスコート		
	柔剣道場		
	弓道場		
	スポーツクラブ		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
遊技場 (第9号)	マージャン店	<p>●営業時間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</li> <li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> </ul> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●営業時間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> <li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> </ul> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
遊技場 (第9号)	テーマパーク	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）                      大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内                      大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</li> <li>床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から20時までの営業時間短縮を協力依頼</li> </ul> <p>○イベント開催の場合</p> <p>5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員に対する検査の勧奨</li> <li>入場をする者の整理等</li> <li>発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>手指の消毒設備の設置</li> <li>事業を行う場所の消毒</li> <li>入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>施設の換気</li> <li>会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> <li>床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> </ul> <p>○イベント開催の場合</p> <p>5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	遊園地		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
劇場等 (第4号)	劇場	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）                      大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内                      大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○映画館                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間短縮を協力依頼</p> <p>○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○映画館                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	観覧場		
	演芸場		
	映画館		
	プラネタリウム		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
集会・展示施設 (第5号、6号)	集会場	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）                      大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内                      大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮                      ○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）                      ・従業員に対する検査の勧奨                      ・入場をする者の整理等                      ・発熱等の症状のある者の入場の禁止                      ・手指の消毒設備の設置                      ・事業を行う場所の消毒                      ・入場をする者に対するマスク着用周知                      ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）                      ・施設の換気                      ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</p> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間短縮を協力依頼                      ○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
	多目的ホール		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
博物館等 (第10号)	博物館	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）                      大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内                      大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮                      ○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から20時までの営業時間短縮を協力依頼</p> <p>○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）                      ・従業員に対する検査の勧奨                      ・入場をする者の整理等                      ・発熱等の症状のある者の入場の禁止                      ・手指の消毒設備の設置                      ・事業を行う場所の消毒                      ・入場をする者に対するマスク着用周知                      ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）                      ・施設の換気                      ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</p> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間の短縮                      ○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
ホテル等 (第8号)	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）                      大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内                      大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮                      ○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）                      ・従業員に対する検査の勧奨                      ・入場をする者の整理等                      ・発熱等の症状のある者の入場の禁止                      ・手指の消毒設備の設置                      ・事業を行う場所の消毒                      ・入場をする者に対するマスク着用周知                      ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）                      ・施設の換気                      ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</p> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間短縮を協力依頼                      ○イベント開催の場合                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○イベント開催以外の場合                      ・床面積の合計が1,000㎡超の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設                      5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）		



お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
商業施設 (第7号、12号)	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	<p>●営業時間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</li> <li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> </ul> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●営業時間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> <li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</li> </ul> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	ペット美容室（トリミング）		
	宝石類や金銀の販売店		
	住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）		
	古物商（質屋を除く。）		
	金券ショップ		
	古本屋		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋		
	囲碁・将棋盤店		
	DVD/ビデオショップ		
	DVD/ビデオレンタル		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店		
	ゴルフショップ		
	土産物屋		
	旅行代理店（店舗）		
	アイドルグッズ専門店		
	ネイルサロン		
	まつ毛エクステンション		
	スーパー銭湯		
	岩盤浴		
	サウナ		
	整体院（※1）		
	エステサロン		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	写真屋		
フォトスタジオ			
豪奢品販売（高級衣料品等（※2）、高級オーディオ等）			
美術品販売			
展望室			

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店等 （第14号） （宅配・テークアウトを除く。）	飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5時から20時までの営業時間短縮を要請 （法第31条の6第1項）</li> <li>●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請 （法第31条の6第1項）</li> <li>利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第31条の6第1項）</li> <li>・ただし、国の定める「基本4項目」（※1）を遵守している店舗（※2）について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①同一グループの入店：2人以内</li> <li>②酒類提供の時間：11時から19時までの間</li> <li>③利用者の滞在時間：90分以内</li> </ul> </li> <li>※1                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保</li> <li>・手指消毒の徹底</li> <li>・食事中以外のマスク着用の推奨</li> <li>・換気の徹底</li> </ul> </li> <li>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーを登録し、研修を修了している店舗</li> <li>●カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合のみ） （法第31条の6第1項）</li> <li>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請 （法第31条の6第1項）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> </li> <li>●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 （法第24条第9項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5時から21時までの営業時間短縮を要請 （法第24条第9項）</li> <li>●同左（法第24条第9項）</li> <li>同左（法第24条第9項）</li> <li>・ただし、国の定める「基本4項目」（※1）を遵守している店舗（※2）について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①同一グループの入店：2人以内</li> <li>②酒類提供の時間：11時から20時までの間</li> <li>③利用者の滞在時間：90分以内</li> </ul> </li> <li>※1                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保</li> <li>・手指消毒の徹底</li> <li>・食事中以外のマスク着用の推奨</li> <li>・換気の徹底</li> </ul> </li> <li>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーを登録し、研修を修了している店舗</li> <li>●同左（法第24条第9項）</li> <li>●同左（法第24条第9項）</li> <li>●同左（法第24条第9項）</li> </ul>
	料理店		
	喫茶店		
	和菓子・洋菓子店		
	タピオカ屋		
	居酒屋		
	屋形船		
	バー（接待や遊興を伴わないもの）		

## お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
医療施設（※）	病院	<b>営業時間短縮要請等対象外</b>  ※国家資格有資格者が治療等を行うもの以外の施設は、「商業施設」（第12号）に該当（9ページ参照）。	
	診療所		
	歯科		
	薬局		
	鍼灸・マッサージ		
	接骨院		
	柔道整復		
生活必需物資 販売施設 （豪奢品（※1） を除く）	卸売市場	<b>営業時間短縮要請等対象外</b>  ※1 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、高級宝飾雑貨などの高級衣料品等、 高級オーディオ等  ※2 移動販売店舗を含む。	
	食料品売り場（※2）		
	コンビニエンスストア		
	百貨店（生活必需品売場）		
	スーパーマーケット		
	ホームセンター（生活必需品売場）		
	ショッピングモール（生活必需品売場）		
	ガソリンスタンド		
	靴屋		
	衣料品店		
	雑貨屋		
	文房具屋		
	酒屋		
住宅・宿泊施設	ホテル	<b>営業時間短縮要請等対象外</b>	
	カプセルホテル		
	旅館		
	民泊		
	共同住宅		
	寄宿舍		
	下宿		
	ラブホテル		
	ウィークリーマンション		

## お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
交通機関等	バス	営業時間短縮要請等対象外	
	タクシー		
	レンタカー		
	電車		
	船舶		
	航空機		
	物流サービス（宅配等を含む）		
工場等	工場	営業時間短縮要請等対象外	
	作業場		
金融機関・官公署等	銀行	営業時間短縮要請等対象外	
	消費者金融		
	A T M		
	証券取引所		
	証券会社		
	保険代理店		
	事務所		
	官公署		

## お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
その他 (豪奢品※を除く。)	貸倉庫	<b>営業時間短縮要請等対象外</b> ※ 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、高級宝飾雑貨などの高級衣料品等、高級オーディオ等	
	郵便局		
	メディア		
	不動産業者		
	火葬場		
	獣医		
	ペットホテル		
	たばこ屋（たばこ専門店）		
	ブライダルショップ		
	本屋		
	自転車屋		
	家電販売店		
	園芸用品店		
	修理店（時計、靴、洋服等）		
	鍵屋		
	100円ショップ		
	販売店		
	家具屋		
	自動車販売店、カー用品店		
	花屋		
ランドリー			
ごみ処理関係			
神社			
寺院			
教会			

## お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
学校 (第1号)	幼稚園	●以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い行動等の制限 ・遠隔授業も活用した、学修者本位の効果的な授業の実施等	
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	高等専修学校		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		
保育所等 (第2号)	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	●以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い行動等の制限 ・遠隔授業も活用した、学修者本位の効果的な授業の実施等	
	学童クラブ		
	障害児通所支援事業所		
	上記以外の児童福祉法関係の施設		
	障害福祉サービス等事業所		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設		
	婦人保護施設		
	その他の社会福祉施設		
大学等 (第3号)	大学	●以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い行動等の制限 ・遠隔授業も活用した、学修者本位の効果的な授業の実施等	
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
集会場等 (第5号)	結婚式場	<p>●5時から20時までの営業時間短縮を要請 (法第31条の6第1項)</p> <p>●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請 (法第31条の6第1項) 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第31条の6第1項)</p> <p>・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする ①同一グループの入店：2人以内 ②酒類提供の時間：11時から19時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内</p> <p>※1 ・アクリル板等（パーティション）の設置 又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底</p> <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーを登録し、研修を修了している店舗</p> <p>●カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合のみ） (法第31条の6第1項)</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請 (法第31条の6第1項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)</p>	<p>●5時から21時までの営業時間短縮を要請 (法第24条第9項)</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p> <p>同左（法第24条第9項）</p> <p>・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする ①同一グループの入店：2人以内 ②酒類提供の時間：11時から20時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内</p> <p>※1 ・アクリル板等（パーティション）の設置 又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底</p> <p>※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーを登録し、研修を修了している店舗</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>

## お問い合わせの多い施設（一覧表）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
集会場等 (第5号)	葬祭場	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の事項について、協力を依頼                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul> </li> </ul>	
博物館等 (第10号)	図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入場整理の実施の協力を依頼</li> </ul>	
遊興施設 (第11号)	マンガ喫茶 ネットカフェ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の事項について、協力を依頼                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理の実施</li> <li>・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul> </li> </ul>	
商業施設 (第12号)	銭湯（※） 理容室 美容店 質屋 貸衣装屋 クリーニング店	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の事項について、協力を依頼                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理の実施</li> <li>・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul> </li> </ul> <p>※物価統制令の対象となるもの</p>	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所 学習塾 オンライン授業 家庭教師 英会話教室 音楽教室 囲碁・将棋教室 生け花・茶道・書道・絵画教室 そろばん教室 バレエ教室 体操教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>●オンラインの活用等の協力を依頼</li> </ul>	